

福岡県G I G Aスクール推進協議会 学習用タブレット端末(Chromebook)の
共同調達 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「福岡県G I G Aスクール推進協議会 学習用タブレット端末(Chromebook)の共同調達」の受託候補者の選定にあたり必要な事項を定めるものである。

1 共同調達について

- (1) 福岡県G I G Aスクール推進協議会（以下「協議会」という。）の実施する共同調達とは、協議会の構成団体である1以上の市町村（学校組合）教育委員会（以下「共同調達参加団体」という。）が、共同で物品の調達を行うことをいう。
- (2) 共同調達に係る受託候補者の選定（本要領におけるプロポーザル）は、協議会が執り行い、調達物品に係る契約は各共同調達参加団体と選定された受託候補者の間で個別に締結するものとする。
- (3) 本要領に係る物品の共同調達参加団体は、以下の市町村（学校組合）の各教育委員会である。（総数13団体）
久留米市、豊前市、宗像市、福津市、みやま市、粕屋町、筑前町、大刀洗町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、苅田町
- (4) プロポーザルは、令和8年度契約に向けた準備行為であり、共同調達参加団体における当該調達に係る令和8年度予算が成立しない場合は、当該共同調達参加団体についてプロポーザルは無効とする。

2 プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名
学習用タブレット端末(Chromebook)の共同調達
- (2) 事業内容
別添「共通仕様書（Chromebook 端末）」のとおり

3 プロポーザル参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）各号に規定されていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和6年5月10日6総厚第652号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者及び共同調達参加団体において、県と同様の指名停止の期間中でない者。
- (4) 本事業に係るノウハウを有し、かつ本事業を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものではないこと。
- (6) 福岡県競争入札参加資格を有すること。
- (7) リースによる調達を希望する共同調達参加団体について、共同調達参加団体が別途入札等で決定するリース会社に端末を提供可能であること。
- (8) 複数の法人による共同企業体(コンソーシアム)により参加する場合は、以下の要件を満たすこと。
 1. 代表構成員を定め、「コンソーシアム構成表（様式1-2）」を提出すること。
 2. 代表構成員は、福岡県競争入札参加資格を有すること。
 3. 代表構成員及び各構成員は、プロポーザル参加資格要件の（1）～（5）を満たすこと。
 4. 代表構成員を除く各構成員は、単体でプロポーザルに参加していないこと。

4 プロポーザルに係るスケジュール

| | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 公募の開始 | 令和8年2月 2日（月） |
| (2) 仕様書に関する質問書の提出期限 | 令和8年2月 9日（月）午後3時00分 |
| (3) 参加申請書提出期限 | 令和8年2月 9日（月）午後3時00分 |
| (4) 仕様申立書提出期限 | 令和8年2月18日（水）午後3時00分 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和8年2月27日（金）午後1時00分 |
| (6) 企画提案書に対する質問の回答期限 | 令和8年3月10日（火）午後5時00分 |
| (7) 審査結果の通知 | 令和8年3月中旬～3月下旬 |
| (8) 契約締結 | 令和8年4月以降 |

5 仕様書に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、令和8年2月9日（月曜日）午後3時00分までに「質問書」（様式2）により13の部局に提出すること（FAX、電子メール可）。質問に対する回答は、令和8年2月16日（月曜日）までにFAX又は電子メールにて行うこととする。審査後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 プロポーザルへの参加及び辞退

プロポーザル参加希望者は、令和8年2月9日（月曜日）午後3時00分までに「プロポーザル参加申請書」（様式1）を13の部局に提出すること。

「プロポーザル参加申請書」を提出後、参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式5）を13の部局に提出すること。

7 仕様申立書の提出及び承認

納入しようとする物品が、2（2）に示した物品であることの証明として、仕様申立書（様式3）を13の部局に令和8年2月18日（水曜日）午後3時00分までに提出し、承認を受けなければなら

ない。

提出した仕様申立書について説明を求められた時はこれに応じなければならず、令和8年2月20日（金曜日）までに承認を得られない場合には、プロポーザルに参加できないものとする。

8 企画提案書の提出について

（1）提出書類

- ①企画提案書（様式は任意）
- ②見積書（様式4）
- ③企画提案書補足動画（15分以内）※事業者が必要と判断する場合のみ

（2）提出部数

- ①、②については紙媒体により1部及び電子データ（CD-R又はDVD-R）を提出すること。
- ③については電子データ（DVD-R）又は動画保存先のURLを提出すること。

（3）提出方法

令和8年2月27日（金曜日）午後1時00分までに、持参又は郵送により13の部局に提出すること。（郵送の場合は書留郵便に限る。提出期限内必着のこと。）

9 企画提案書に対する質問について

企画提案書の内容について不明な点がある場合は、個別にプロポーザル参加者へ質問を行うことがある。

（1）質問の提示方法

- ア 令和8年3月6日（金）午後5時00分までに、プロポーザル参加者が様式1に記載したメールアドレスへ、13の部局から質問書を電子メールにて送付する。
- イ 質問がない場合は、質問書を送付しない。

（2）回答方法

質問書の回答欄に回答を記入し、回答先へ電子メールで返信すること。
回答送信後、回答先へ電話にて到達を確認すること。

（3）回答先

13の部局とする。

（4）回答期限

令和8年3月10日（火）午後5時00分

（5）その他

質問に回答しないことを理由に失格となることはないが、提案書の評価の際に、不明点が確認できることにより評価に影響する可能性があるので、留意すること。

10 審査方法

協議会において、企画提案書及び見積書の内容を（別紙）「評価基準書」をもとに総合的に審査し、

最も優秀な提案を行った1事業者を受託候補者として選定する。

審査結果については、参加したすべての事業者に対し書面にて通知する。

11 契約について

選定された受託候補者と、共同調達参加団体がそれぞれに随意契約を締結する。契約内容については、原則としてプロポーザルにおける提案内容によるものとする。なお、契約台数及びオプションの内容については、契約時に確定するものとする。

12 その他

- (1) 企画提案に係る経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、必要に応じて複写（協議会及び審査委員会での使用に限る。）する場合がある。
- (4) 次の各号に該当した場合、提案者は失格とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載が判明した場合
 - エ 審査委員会の委員、福岡県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関する不正な接触の事実が認められた場合
 - オ その他失格とするに足る事実が明らかになった場合
- (5) プロポーザルの参加により知り得た情報は、他に漏らさないこと。

13 問い合わせ先及び書類提出先

福岡県教育庁 教育総務部施設課 財産・情報基盤係 担当 小原

E-mail : kibanhōjyo@pref.fukuoka.lg.jp

TEL : 092-643-3880

FAX : 092-641-2934

評価基準書

評価項目(Chrome)

| | | 配点 |
|-----------------|---|------------|
| 1 端末本体 | | |
| | 本体のスペック 端末本体について、共通仕様を上回る部分があること (CPU・ストレージ・入出力インターフェース・重量・バッテリー) | 40 |
| | 堅牢性 故障・破損しにくい工夫がなされていること | 20 |
| 2 周辺機器等(Chrome) | | |
| | タッチペン(★) 共同調達参加団体の要求を満たした製品であること | 10 |
| 3 キッティング・納品 | | |
| | キッティング(★) 共同調達参加団体の希望に応じたキッティングが可能であること | 10 |
| | 納品 共同調達参加団体の希望する納品場所に納品が可能であること | 10 |
| 4 運用 | | |
| | 故障対応 納品後の故障対応・問い合わせ対応等について、市町村の負担を軽減するものであること | 10 |
| | 運用のオプション(★) (予備機保管サービス) 共同調達参加団体が端末の運用・保守を行う上で有用であること | 10 |
| 5 回収・処分 | | |
| | 回収・処分(★) 共同調達参加団体の希望に応じた回収・処分が行われること 処分を行う場合は、情報セキュリティや環境に配慮した方法により行われること | 10 |
| 6 その他の任意提案 | | |
| | 任意提案 市町村にとって有用な提案があること | 5 |
| 7 事業者に対する評価 | | |
| | 納入実績 これまで市町村(県内外を問わない)に対しGIGAスクール関連の端末調達業務又はこれに類似する調達業務を履行した実績があること | 5 |
| | 業務体制 業務を履行するのに妥当な体制が整っていること | 5 |
| | 納期 市町村が希望する納期までに端末等を確保できる見込みがあること | 5 |
| 8 価格に対する評価 | | |
| | 基本部分 最低スペック基準を充足するために必要な部分 (本体・タッチペン・MDM・キッティング・納品) に対する価格評価 | 40 |
| | オプション部分 その他のオプションに係る部分 (運用・回収・処分・任意提案)に対する価格評価 | 20 |
| 合計 | | 200 |

(★)を付した項目は、一部の団体が希望するオプション項目であるため、採用予定団体のみが評価を行うものとする。